

歴史的建造物と障壁画で構成される室内意匠空間の保存

—高精細複製による障壁画代替品利用の現状と課題—

Preservation of Panel Paintings (SHOHEKIGA) within Historic Building Spaces
—The Current Status and Issues of Using High-Resolution Duplicates as Substitutes
for Panel Paintings—

岩瀬 月楓
IWASE Tsukika

1. 研究背景・目的

障壁画は建造物を装飾し仕切りとして機能する建具であると同時に美術工芸品としての価値を持つ。障壁画の保存管理方法は現地保存と移設保存に二分される。障壁画の保存管理に関する厳密なルールはなく、所有者の意向や文化庁からの指導で保存管理方法は決定される。障壁画移設保存時には室内意匠空間の維持には複製品（模写・高精細複製）の採用が一般的である。

保存管理方法について、植松みさと(2016)では明確なルールがなく移設保存へ変更している現状を問題視し、現地保存を継続する手法を考察している。移設保存時の複製品の使用について、山田奨治(2017)では高精細複製が安易に使用されていると指摘し、高精細複製品使用時のルールについて考察している。

高精細複製の採用は 2000 年代から増加しているが、その利用についての問題や設置に関する議論は僅かである。高精細複製の利用について検討しないままに入れ替えが進んでいるのは文化財にダメージを与えかねない。本研究では障壁画の保存管理状況を整理し移設保存が行われた障壁画を有していた歴史的建造物における高精細複製利用の動向と課題を明らかにし今後の利用のあり方について考察する。

2. 研究方法

本研究の調査方法は主に障壁画の保存管理状況調査、代替品の現地調査、複製製作に関わる団体の調査の3つに区分される。障壁画の保存管理状況と代替品利用の現状を整理、複製品の利用状況を分析する。高精細複製の製作の技術と取り組みを複製品製作団体の比較から明らかにし、模写・高精細複製の利用の変遷を分析する。障壁画の高精細複製が設置されている歴史的建造物と障壁画の特徴を整理し、設置現場の調査から高精細複製の利用の現状を分析する。

3. 障壁画の保存と複製品について

障壁画は建造物と一体となって制作されており、現地保存することが最適だと言える。しかしながら、障壁画は美術工芸品としても認められ、保存状態や管理の難しさから移設保存される。複製品は文化財分野で広く利用され、文化財本来の用途、新しい用

途での利用に二分される。障壁画への高精細複製品の利用は文化庁のワーキンググループで報告されるなど注目されている。障壁画保存において複製品は歴史的建造物の室内意匠空間の再現として利用される。模写は手作業で原本同様の材料、技術を用いて写すため制作は長期間である。高精細複製はデジタルデータを出力し製作するため模写と比較して短期間の製作である。

4. 障壁画の保存管理状況と代替品利用

障壁画の保存管理状況を整理し複製品の利用要因について考察した。

(1) 保存管理状況

保存管理状況は平成 28 年(2016)までの国指定障壁画について植松みさと(2016)にて調査されている。この調査では建造物が国指定文化財であるかどうかによって保存管理状況が変化していくことが指摘されている。国指定障

壁画が移設保存された場合には公開されている建造物に複製品が利用されることが多いと指摘されている。植松みさと(2016)の国指定障壁画の保存管理状況より令和 6 年(2024)までに移設保存が 1 件、複製品の新たな利用が 2 件確認され、今後も移設保存、複製品利用が増加する可能性が示唆された。

文化財として障壁画の保存を考えた場合、建造物同様に不動産として捉えるなら現地保存が適当であり、高精細複製の利用は歴史的建造物の修理において同一材料で補完する考えとは矛盾する。動産の美術工芸品として捉えるなら保護措置として移設保存するのは適当である。障壁画は不動産とも動産とも捉えられ文化財としての立ち位置が曖昧であり保存管理のルールが規定されてない。指定文化財である障壁画は国や地域の共有の財産とも捉えられ、所有者には文化財を保存する義務がある。現地保存を継続することによって障壁画の劣化損傷が進行すると責任を問われるため移設保存が行われると考えられる。

(2) 代替品利用

障壁画の複製品の利用は国指定文化財の障壁画に多く、未国指定の障壁画も複製品が製作されているが国指定のものに比べて少ない。複製品を利用して建造物のほとんどが公開を行っており、複製品

利用には植松みさと(2016)での指摘にあったように建造物公開状況が関係することが明らかとなった。国指定障壁画は移設保存に変更となった際に、元来公開を行っていた建造物が多いため、代替品を設置する傾向がある。

国指定障壁画がより複製品への置換が多いのは、障壁画を保存する義務を果たし建造物が公開されている場合の室内意匠空間を再現するために選ぶべき手段であると考えられる。

5. 高精細複製製作にかかわる団体

高精細複製製作団体を比較し、高精細複製品利用の増加を考察した。高精細複製の団体は民間企業が5件、研究関連団体が3件、民間企業と非営利団体の共同が1件確認できている。「綴プロジェクト」は重要文化財の障壁画の複製品が多い。大日本印刷株式会社が行う「伝匠美」は重要文化財以外の障壁画の複製品の製作も行っている。他の団体は重要文化財の障壁画の複製製作が多い。製作のプロセスとして綴プロジェクト・民間企業・研究関連団体の三つに分けられる。

これまで制作された複製品のうち制作年代がわかるものより模写による複製品の製作は2000年代より減少していることがわかる。高精細複製による複製品は山田奨治(2017)でも指摘があったように2000年代より増加している。模写では障壁画の中でも狩野派の作品を扱い代表的で規模の大きく、常時公開を行っているものの置換が行われていた。高精細複製は様々な絵師の作品を扱い障壁画の数量が少ないものでも対応しており、近年では障壁画の規模に関係なく移設保存が行われている。高精細複製製作団体が現れたことによって、現地保存を危惧する所有者がより容易に複製品への入れ替えが行えるようになっていていると考える

6. 障壁画における高精細複製利用の現状と課題

障壁画の高精細複製の利用状況を現地調査し、高精細複製品利用の現状を考察した。複製品は製作技術や使用材料から鑑賞者にオリジナルと類似し室内意匠空間を再現するための工夫がされオリジナルとの判別が困難であることが考えられた。高精細複製の利用にはいくつかの指摘が既に挙げられている。山田奨治(2017)では高精細複製品利用の6つの原則「現状複製、複製明示、原本近地保存、劣化監視、複製維持、原物公開」が提案されている。原あゆみ

(2003) 水谷亜希(2018)では複製の明示について指摘している。これら複製の利用に対する指摘を山田奨治(2017)の項目を参考に調査結果と照合すると障壁画の複製品では適応しているものとそうでないものがあつた。

高精細複製の多くは現状複製が採用されているが部分的な復元複製や劣化損傷の削除が確認された複製の状態に決まりはなく、所有者と監修者の意向が採用される。原本の近地保存について敷地内収蔵庫に障壁画を収蔵しているのは所在が明らかな障壁画37件のうち25件と最多であつた。ただし、原本は限定公開のものも多く、常に鑑賞者が原本と高精細複製品を比較できる環境にはない。原本・複製の監視手順の確立について複製のモニタリングは所有者の日常的な管理の範囲で行われ公的な手順は存在しない。高精細複製劣化時の交換は現地調査にて劣化が発生した高精細複製が確認されたが、交換を行った事例は存在しない。最も高精細複製設置時の課題と言えるのは複製の明示が現地では確認できない複製品の存在である。複製を目立たせないことで原本が設置されていた時のコンテキストは喪失している。

7. 高精細複製利用の課題と展望

高精細複製の恒常的な利用は障壁画の代替品利用や現地保存の体制にルールがない現状では障壁画原本の管理不足や鑑賞側への不信感を与えるリスクがあり進めるべきではない。現地保存への支援、移設保存の際にも障壁画の特性を活かした保存管理と原本の現地公開の均衡を定め建造物と障壁画で構成される室内意匠空間を維持していくべきである。最終的な手段として移設保存を設定し、代替品利用に対応する体制を整え、原本を定期的に公開する仕組みを作ることが今後の課題である。複数の文化財によって構成される空間の価値を再認識し、各文化財に適した保存活用を行うことによって歴史的建造物だけでなくそれに付随する文化財を含めた文化遺産の保護に繋がる。

(参考文献)

原あゆみ「歴史系博物館に於けるレプリカ活用の研究」『國學院大学博物館學紀要』28号、2003年、125-156頁
植松みさと「文化財建造物における障壁画の保存管理に関する研究」『東京藝術大学大学院学位論文 平成27年度』2016年
山田 奨治: Who Moved My Masterpiece? Digital Reproduction, Replacement, and the Vanishing Cultural Heritage of Kyoto, International Journal of Cultural Property, 24.3 巻、2017年、295-320 頁

Abstract: The use of high-resolution duplicates is increasing as a substitute for the removal and preservation of SHOHEKIGA from buildings. However, there has been little discussion of the issues involved in their use. This research will organize the management status of SHOHEKIGA and clarify the current status and issues of use of high-resolution duplicates. The main issue in the use of high-resolution duplicates is that the context of SHOHEKIGA is lost due to the lack of indications of the use of duplicates. In conclusion, since no rules exist for SHOHEKIGA preservation management, it is necessary to establish a system for the use of alternatives and provide support for local preservation.